

院内感染対策指針

◆JCHO 湯布院病院院内感染対策指針

JCHO 湯布院病院は、安全で快適な医療環境を提供するために、感染対策の基本的な考え方を以下のとおり定める。

1.院内感染対策に関する基本的な考え方

病院における院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の特定、制圧、終息を図ることは病院にとって重要である。このため、院内感染防止対策を全病院職員が把握し、この指針に則った医療を患者さんに提供できるように努める。

2.院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

1) 院長のもとに院内各部門の代表を構成員として組織する「院内感染対策委員会」は、毎月1回定期的に会議を開催して院内感染予防対策の策定と推進を行う。また、緊急時は、臨時に委員会を開催する。

2) 安全管理部門の中に感染制御医師と感染管理認定看護師をコアメンバーとする感染制御チーム（ICT）を置き、次の業務を行い感染対策の実務を行う。

①感染対策に関するサーベイランス

②感染に関する啓発および研修の企画

③感染防止のためのガイドライン、マニュアルの定期的な整備と職員への周知徹底

④感染症が発生した場合の速やかな調査および対策、全職員への周知徹底

⑤職員、患者に対する感染対策の広報

⑥地域医療機関と連携し年4回のカンファレンスの参加

3) 病棟等にリンクナース（看護部感染委員会メンバー）を置き、感染対策を円滑に実施する。

3.院内感染対策のための病院職員に対する研修に関する基本方針

病院職員の感染対策に関する意識向上を図るため、感染対策に関する研修を年2回行うほか、必要に応じて行なう。

4.感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防および蔓延の防止を図るため、病院における感染症の発生状況を、週1回毎に「感染情報レポート」として病院職員に周知するほか、必要に応じてリアルタイムな情報の共有に努める。

5.院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染患者が発生した場合は、次の対応を行い、かつ届出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症法令に準じて行政機関へ報告する。なお、感染患者とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に規定されている対象疾患や院内感染の恐れがあると判断される者全てをいう。

- 1) 感染症患者が発生した場合は、担当医または看護師長から ICT に報告する。報告を受けた ICT は適切な感染対策を講じ周知徹底させる。
- 2) 感染症の発生の緊急時（重大な院内感染等の発生）には、担当医または看護師長から ICT に直ちに報告を行い、報告を受けた ICT は速やかな対策を講じ周知徹底させる。

6.患者等に関する指針の閲覧に関する基本方針

院内感染症対策指針は、患者等に感染対策への理解と協力を得るため、病院掲示や病院ホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努める。

7.その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- 1) 院内感染防止対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行う。
- 2) 職員は委員会が定めた「院内感染対策マニュアル」に基づいて、手洗いの徹底など感染防止に努める。
- 3) 就職時にウィルス性抗体価（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）を提出してもらい、必要がある場合、同意を得てワクチンを接種する。

平成 29 年 3 月 28 日承認
平成 29 年 3 月 28 日施行